主 文

原判決を破棄する。 被告人を懲役参年に処す。

原審及び当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

里 由

本件控訴の趣意は津地方検察庁検事正雪下陽三郎名義の控訴趣意書記載の通りであるから右記載を引用する。

職権を以て調査するに原判決は押収にかかる靴一足(証第一号)を本件犯行の供用物件として刑法第十九条第一項第二号第二項本文に従つて没収しているが、右靴は被告人が屋外路上での本件犯行の際偶々履いていたもので、被告人は右靴を履いたまま被害者AことAの腹部を数回けり上げ以て本件傷害致死罪を犯したものでることは記録上明らかである。刑法第十九条が原則的に過失犯に対しても適用せるべきかどう〈要旨〉かは別論としても、少くとも同法第十九条第一項第二号の供用物件の関係に於ては単に結果から見て犯行に役〈/要旨〉立つたと云ふだけでは十分でなく犯人が之を犯行の用に供する意思を以て直接犯行の用に供し又は供せんとがなく犯人が之を犯行の用に供する意思を以て直接犯行の用に供し入は供せんとが表とを必要とするものと解するを相当とする。然るに本件は前記の如く被告人が本を必要とするものと解する。然るに本件の供用物件として決定とない。従って原判決が之を本件の供用物件として没収したのは違法であり、破棄を免れない、

検察官の控訴趣意について。

よつて刑事応訟法第三百九十七条に則り原判決を破棄し、同法第四百条但書に則り更に次の通り判決する。

罪となるべき事実及び証拠は原判決の記載を引用する。

法律に照すと判示所為は刑法第二百五条第一項に該当するからその刑期範囲内で被告人を懲役三年に処することとし、尚訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第百八十 一条第一項本文を適用し主文の通り判決する。

(裁判長判事 高城運七 判事 柳沢節夫 判事 赤間鎮雄)